

JEF 競技会規程第 26 版(第 3 編 馬場馬術競技)の改定部分の解釈について

馬場馬術本部

4 月 1 日付で JEF 競技会規程を改定いたしました。引用している FEI 馬場馬術規程の条文間で一部不整合部分があるため、以下のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

■ 肢巻について

装具について、肢巻(肢に装着する保護具全般)のみ、失権とはせず減点として取り扱います。

参考条文：JEF 規程第 303 条 馬装(FEI 規程第 428 条 4 装具)

JEF 規程第 305 条 競技課目の実施(FEI 規程第 430 条 6.2 その他の違反)

- アリーナの周囲のスペースに肢巻等を付けたまま入場した…………… 2 点減点
- アリーナに肢巻等を付けたまま入場した…………… さらに 2 点減点

※ 主任審判員は、気付いた時点で馬を止め、選手の関係者あるいはスチュワードに外させる。

なお、入場合図のベルの後に気が付いた場合には、馬を止めて外させるが計時は止めない。

※ アリーナに周囲スペースがないなど、準備運動場から直接アリーナに入場した場合は 2 点減点のみとする。

■ 鞭について

参考条文：JEF 規程第 305 条 競技課目の実施(FEI 規程第 430 条 6.2 その他の違反)

JEF 規程第 305 条 競技課目の実施(FEI 規程第 430 条 7.7 失権となるその他の理由)

- アリーナの周囲のスペースに鞭を持って入場した…………… 2 点減点
- アリーナに鞭を持って入場した…………… さらに 2 点減点
- 3 つの運動項目を終えても、なお鞭を携帯している…………… 失 権

※ アリーナに周囲スペースがないなど、準備運動場から直接アリーナに入場した場合は 2 点減点のみとする。

■ 服装について

《JEF 規程第 302 条 服装》は、昨年度までは FEI 馬場馬術規程に準じておりましたが、今年度から JEF 独自規程としましたので、詳しくは条文をご確認ください。

参考条文：JEF 規程第 302 条 服装

JEF 規程第 305 条 競技課目の実施(FEI 規程第 430 条 6.2 その他の違反)

- 規程に違反した服装でアリーナの周囲、もしくはアリーナに入場した…………… 2 点減点

※ この場合は、演技は継続させ、減点は 1 回のみとする。

その他、クリスタル等を用いた飾りをしている方が増えてきておりますが、あまり華美にならないようご注意ください。各競技会においては審判長の判断に従ってください。